

【 掲載記事 】

- P2 事業紹介 … 福島潟鳥獣保護区観察棟の整備
- P3 事業紹介 … トキ保護センター飼育ケージ棟の整備
- P4 事業紹介 … 新潟大学地域医療教育センター・魚沼基幹病院 研修医宿舎の整備
- P5 話題 … 平成25年度完成北陸地方整備局 優良工業等の表彰(営繕関係)
- P6 話題 … 北陸地方整備局事業研究発表会
- P7 話題 … 北陸地整がススめる！現場見学ガイド
- P8 特集 … 官庁施設のインフラ長寿命化
-国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)-
- P10 保全情報 … 第32回官庁施設保全連絡会議(北陸地区)を開催
- P12 保全情報他 … 官庁施設情報管理システム操作説明会(北陸地区)を開催
公共建築相談窓口



福島潟鳥獣保護区管理観察棟

福島潟は新潟市北区に位置し、天然記念物のオオヒシクイをはじめとする220種類以上の渡り鳥や、450種類以上の水生・湿性植物などが確認されている国指定の鳥獣保護区です。今回、建て替え整備した福島潟鳥獣保護区管理観察棟（通称「雁晴れ舎」。平成26年9月12日オープン。）は、その区域内の湖畔に建つ無人の施設で、地域の小学生等の課外活動での使用や、バードウォッチャーに親しまれています。浸水対応の高床式、傾斜壁を持つ特徴的な外観に加え、北陸地整では公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行以降、初の木造施設となります。

- 施設名 : 福島潟鳥獣保護区管理観察棟
- 所在地 : 新潟市北区福島潟乙26
- 発注者 : 国土交通省北陸地方整備局
- 工事期間 : 平成26年2月～平成26年8月
- 構造規模 : W造 2階建 延べ面積 81.00㎡



1 福島潟鳥獣保護区観察棟

福島潟はラムサール条約の登録湿地となっており、国の天然記念物オオヒシクイの日本一の越冬地として知られています。

今回建て替えを行いました観察棟は、福島潟の湖畔に建つ野鳥観察のための無人の施設です。ピーク時には1日に1,000人を超える一般利用があり、小学生等の課外授業などでの多人数利用も行われています。

2 観察棟設計概要

1) 平面計画

利用者に気持ちよく観察していただけるように、出来るだけ2階屋内観察室・デッキ及び屋上デッキの面積を広くとるように設計を行いました。また、排水、通風、湿気抑制のため、1階デッキ床を目透かし張りとしています。

2) 既存杭等の再利用

既存の基礎・基礎梁と、新しい基礎・基礎梁を一体化させ、既存の杭を再利用することにより、資源の有効活用・コスト削減及び工期の短縮を図りました。また、既存の杭・地中梁を出来るだけ生かせるように、上部構造のSPAN割を設定しています。

3) RC基礎の立ち上がり

干潟の氾濫水により最大でGL+2mまで冠水する可能性があるため、耐久性を考慮して基礎の立ち上がり部をRC造としました。

4) 周辺環境を考慮した外観

外観は、この地域のシンボルで、観察棟に近接する「ビュー福島潟」（1997年設計：青木淳建築計画事務所）を意識した造りとして、周辺環境との調和を図っています。

5) 野鳥観察

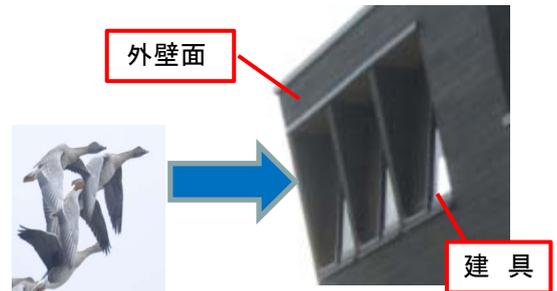
ヨシの高さが3m程度となるため、2階及び屋上からの観察をメインとしています。

1階は湖面、水平方向の観察を主としています。



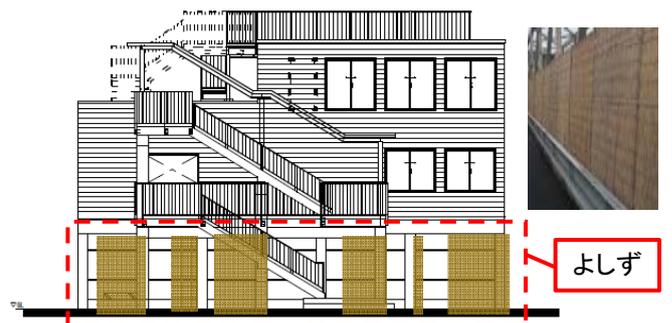
6) バードストライクの軽減対策

野鳥の建物への衝突（バードストライク）を軽減するため建具を垂直とすることにより、外壁面との間に袖壁を設けています。



7) 葦簀（よしず）受けの設置

湖面に対して観察棟利用者の車のライトが直接あたる事により野鳥に影響が生じないようにするため、また冬場の雪囲い・風除け用として、RC基礎立ち上がり部によしずを設置できるようにしています。





事業紹介

トキ保護センター飼育ケージ棟の整備

1 事業の目的

佐渡トキ保護センター野性復帰ステーションは佐渡島南東部、新穂（にいぼ）地区の山腹に位置しており、トキの野性復帰に向け、生存や繁殖に必要な基本的能力を獲得させるため、より野生下に近い環境で順化訓練を行っている施設です。

本整備は、既存の施設に加え、トキの飼育密度の緩和、飼育環境の改善を図るため、飼育ケージ棟の増築を行うものです。



飼育ケージ棟外観



飼育ケージ棟内観

4 仕上げ等

外壁や屋根は、通気性を確保しつつ、外部からの外敵・小動物の進入を防ぐために菱形金網で覆っており、内部にはトキの飛翔時の衝突防止として、外壁との間に樹脂ネットを設けています。また、外壁の一部には外敵・小動物が屋根に登れない（手・足掛かりとしない）ようにポリカーボネート板を張っています。

屋根の一部にも降雨、降雪時の逃げ場所として、透過性のあるポリカーボネート板の屋根を設けています。

2 飼育ケージ棟概要

面積：621.22㎡

構造規模：鉄骨造 平屋建て

3 建築計画

飼育ケージはトキが将来的に野生で生活できるようにすることを目的として、飛翔や採餌、休息ができるような施設としています。内部は飛翔に支障がでないよう概ね円形に近い八角形（26m×26m）の平面形としており、天井までは5～8mの高さを確保しています。

5 内部環境

内部にはトキが留まれる自然樹木や人工の留まり木を設置しているほか、ドジョウなどの給餌・水飲み用の池を配しています。また、監視カメラ、集音マイクを設置し、トキの飼育環境や生育状況を飼育ケージ棟から離れた管理棟で監視できるようにしています。



新潟大学地域医療教育センター・魚沼基幹病院（以下「魚沼基幹病院」といいます。）は、魚沼地域の拠点医療を担う新しい病院として平成24年3月に着工し、平成27年3月の竣工に向けて現在も工事が進められています。

研修医宿舎は、魚沼基幹病院に勤務する研修医に良好な居住環境を提供するための共同住宅として、平成26年3月に竣工しました。

1 施設概要

所在地：南魚沼市浦佐4056-1ほか

敷地面積：2,210.41㎡

建物規模：RC造3階建 1,685.41㎡

用途：共同住宅 30戸



施設外観

2 施設の特徴

(a) 建物

住戸は、単身入居を前提としたワンルーム形式となっています。



住戸内観

南魚沼市という豪雪地に立地することから、共用廊下やベランダにも建具を設け、冬でも風雪がしのげるように配慮した設計となっています。

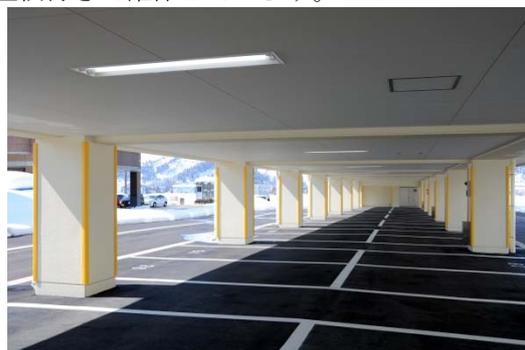


ベランダ(サンルーム)



共用廊下

また、駐車場も豪雪地であることを考慮し、1F部分をピロティとして、全住戸分(30台)を屋根付きで確保しています。



1F 駐車場(ピロティ)

(b) 設備

宿舎が立地する浦佐地域は地下水が豊富なこともあり、屋根や外構通路部分などには散水消雪設備を設け、除雪などの必要がないように設計されています。

3 おわりに

病院本体の工事は平成27年3月に竣工、同年6月には開院を予定しています。

開院に際し、この研修医宿舎が将来の地域医療を担う研修医の皆さんの研修環境向上に寄与することを切に願っております。



話題

平成25年度完成北陸地方整備局 優良工事等の表彰(営繕関係)

1 優良工事等の表彰の概要

北陸地方整備局においては、平成25年度に終了した工事及び業務の中から、その施工及び成果が優秀であって、他の模範となるものを選定しています。

このうち、営繕事業に係る優秀なものについて、下記のとおり表彰されました。

2 優良工事

工事名：新潟港湾合同(12)空調設備改修工事
受注者：株式会社ナカムラ



新潟港湾合同(12)空調設備改修工事

工事名：石川県警察学校(11)建築工事
受注者：東洋建設株式会社 北陸支店



石川県警察学校

工事名：石川県警察学校(11)機械設備工事
受注者：日栄商事株式会社

3 優良工事における下請負者表彰

工事名：石川県警察学校(11)建築工事
下請負者：株式会社新保鉄筋工業



営繕部長表彰

4 優良工事における下請負者の専任技術者表彰

工事名：石川県警察学校(11)建築工事
技術者：株式会社新保鉄筋工業 若宮剛

5 優良委託業務

業務名：福島潟鳥獣保護区管理棟設計業務
受注者：株式会社グリーンシグマ

業務名：トキ保護センター飼育ケージ増築
その他設計業務

受注者：株式会社プレック研究所



金沢営繕事務所長表彰



北陸地方整備局事業研究発表会は、組織の活性化及び個人のスキルアップを目的に毎年開催されています。今年度は7月30日、31日の両日にわたり、新潟美咲地方合同庁舎1号館において開催され、営繕部及び金沢営繕事務所からは、各1題を発表しました。

■ 木材利用による福島潟鳥獣保護区管理観察棟における設計の取組みについて

木材の利用及び価格の低迷、建築基準法の改正等を受け、2010年10月に国土交通省及び林野庁共管による「公共建築物における木材利用の促進に関する法律」が施行されました。

それらを踏まえ北陸においても木造化にふさわしいプロジェクトとして「福島潟鳥獣保護区管理観察棟」において木材利用の取組みを行いました。

本研究では、法施行の背景や、下記の木材利用における考慮事項の他、福島潟鳥獣保護区観察棟の事業概要を説明しました。



【構造材】

『集成材』
柱、梁、桁



唐松
(国産材を使用)

『製材』
大引き、
垂木、頬杖



米松
(外国産材を使用)

【造作材】

窓枠、廻り縁 製材



スギ

建具、幅木、
カウンター等 集成材



タモ

構造計算及びコストバランスを考慮した材料選定

■ 空気調和設備の設置環境を向上するための創意工夫

パッケージ形空気調和機の室外機設置場所は、機器効率を左右する非常に重要な要素です。しかし、設置場所については施設の構造や平面計画等によって様々な要因で制約を受けるため、設計時に十分に考慮して設置場所の選定や空気調和設備の能力等を決定する必要があります。

本研究では、パッケージ形空気調和機の新設を行った際に、機器効率の低下の恐れが想定される設置場所への計画となったため、設置環境を向上させることによる機器効率の低下を抑制する手法を採用しました。

室外機新設後に新たに環境測定を行った結果、周辺環境の向上が図られたことが確認でき、機器効率の低下の影響を抑制できました。

発表では、本研究対象施設の工事概要や、実際に機器設置後の機器効率の低下を抑制するために行った創意工夫について説明しました。



パッケージ形空気調和機の設置状況

**北陸地整初！国の建物の免震構造を見よう**

北陸地方整備局では、管内の土木・営繕工事現場・施設において、見学希望者に対して現場見学を実施しています。

営繕部でも、営繕事業への理解や建築の知識を高めてもらうことを目的として、「公共建築の日」に新潟美咲合同庁舎1号館の免震層の現場見学会を開催しました。

日 時：平成26年11月11日

場 所：新潟美咲合同庁舎1号館

参加者：新潟県立新潟工業高等学校

建築科 1年生39名

今回見学会を実施した、新潟美咲合同庁舎1号館は、大規模地震等災害発生時においても国民の安全な暮らしを支えるため、災害応急対策活動の拠点として機能を十分に発揮できるように、営繕部が整備した北陸地方整備局管内初の免震構造による官庁施設です。

見学会では、はじめに会議室(災害対策室)で建物の免震の仕組み及び免震装置(積層ゴム支承、転がり支承、オイルダンパー)についての説明をした後、2班に分かれて普段は入ることができない建物下部の免震層に設置されている免震装置を見てもらいました。

生徒は説明者からこの建物の重量が約1万6,000トンあり、この重量を40個の免震装置で支えているなどの説明を受けながら、はじめて見る免震装置に実際に触れ、説明者に質問をしたり、メモを取ったりしながら興味深そうに見ていました。



新潟美咲合同庁舎 1号館全景



免震層装置説明状況



免震装置見学状況



1 インフラ長寿命化基本計画（政府全体の計画）

国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するため、政府全体の取り組みとして、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」がとりまとめられました。その基本計画に基づき、国、地方公共団体レベルの全分野にわたるインフラ長寿命化計画（行動計画）を策定することになっています。

2 国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）（うち官庁施設に関する部分）

国土交通省では、基本計画に基づき、平成26年5月に「国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）」をとりまとめましたが、このうち官庁施設分野では次のような取り組みを行うこととしています。

(1) 計画の範囲

① 対象施設

官庁施設については、官公庁施設の建設等に関する法律（官公法）第13条第1項の対象である国家機関の建築物を対象施設としています。

② 計画期間

平成26～32年度（2014～2020年度）の7カ年としています。

(2) 構成

以下に示す8項目について、官庁施設の「所管者（体制や制度等を構築する者）」である国土交通省官庁営繕部及び地方整備局営繕部等の取り組みと、官庁施設の「管理者（各インフラの管理者）」である各施設を実際に管理する施設管理部局の取り組みを記載しています。

- ① 点検・診断／修繕・更新
- ② 基準類の整備
- ③ 情報基盤の整備と活用
- ④ 個別施設計画の策定・推進
- ⑤ 新技術の開発・導入
- ⑥ 予算管理
- ⑦ 体制の構築
- ⑧ 法令等の整備

(3) 取り組みの概要

官庁施設分野の記載項目は、表-1に示す内容になっています。

(4) 各省各庁との連携

今般の国土交通省行動計画の策定を皮切りに、今後、各省各庁において行動計画の策定に向けた検討が本格化します。この際、官庁施設を管理する各省各庁の間で基本的な取り組みの方向性を共有し、官庁施設全体の維持管理・更新等を着実に推進することができるように、「官庁施設における長寿命化計画に関する連絡調整会議」を設置しました。

この会議において検討を行った結果として、本年7月に行動計画作成の手引きをとりまとめ、同会議の上位意思決定機関である「中央官庁営繕担当課長連絡調整会議」の申し合わせとしたところです。

今後は、行動計画に基づいて個別施設計画（中長期保全計画等）の策定を進めていく必要があるため、公共建築相談窓口や官庁施設保全連絡会議を活用して施設管理者への技術的支援を実施する等、引き続き各省各庁と連携していく予定です。



特集

官庁施設のインフラ長寿命化 — 国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画） —

表一 1 国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）における官庁施設分野の記載（概要）

	所管者（官庁営繕）の取り組み 【対象：各省各庁の施設】	管理者（施設管理部門）の取り組み 【対象：国土交通省の施設】
1.点検・診断／ 修繕・更新	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の機能の充実 ○基準類・マニュアル等の整備・提供 <ul style="list-style-type: none"> ・官庁施設保全連絡会議やHP等で周知 ・各省各庁への保全指導による保全実態調査の総評点の向上 ○研修・講習の充実（官庁施設保全連絡会議、全国営繕主管課長会議等の開催） ○施設を整備する立場から、 <ul style="list-style-type: none"> ・H26年度中に、地域ごとに官庁施設の整備構想を策定 ・長寿命化事業を推進 ・H27年度から施設カルテの作成・運用を開始 ・基準に基づく施設整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○点検・診断／修繕・更新等 <ul style="list-style-type: none"> ・定期点検の実施 ・保全の確実な実施 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 国土交通省が管理する庁舎等について、H29年度までに保全実態調査の総評点が80点以上の施設の割合を80%以上となるよう取り組みを継続 ○研修・講習の充実 ○担い手確保に向けた入札契約制度の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・適正な保全業務委託の実施
2.基準類の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・定期点検、保全に関する基準類を適用 	
3.情報基盤の整備と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・H26年度中に、全ての官庁施設を対象に、保全実態調査に必要な施設の諸元等の情報を「官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）」に蓄積 ・保全実態調査を実施し、情報の更新を毎年実施 ・地方公共団体が利用するデータベースへの情報の蓄積・更新ができるよう技術的支援を継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・H26年度中に、国土交通省が管理する全ての官庁施設を対象に、左記の情報をBIMMS-Nに登録 ・H27年度以降は、情報の更新を毎年実施 ・蓄積した情報は、各施設管理者ならびに本省官庁営繕部および各地方整備局等の営繕部等で共有
4.個別施設計画の策定・推進	<ul style="list-style-type: none"> ・個別施設計画を構成する「中長期保全計画^{※1}」「保全台帳^{※2}」が適切に作成されるよう、保全指導を継続 <ul style="list-style-type: none"> ※1 施設の運用段階における保全の実施内容、予定年度、概算額に関わる計画 ※2 点検や修繕履歴等を記録する台帳 ・BIMMS-Nの機能を周知し、中長期保全計画・保全台帳の作成を支援 ・各省各庁との連携のもと、個別施設計画の策定を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・H28年度までに、全ての個別施設計画の対象施設[※]において、個別施設計画の策定を完了 <ul style="list-style-type: none"> ※ 建築基準法、官公法の定期点検の対象施設 ・策定した個別施設計画は、適宜、更新
5.新技術の開発・導入	<ul style="list-style-type: none"> ・点検・診断に関する新技術が導入されている取り組みを収集し、各省各庁・地方公共団体に対して、引き続き、参考に情報提供 ・長寿命化に資する材料・構工法について、改修等の機会を捉えて、より一層の現場導入・普及を検討 	
6.予算管理	<ul style="list-style-type: none"> ・保全業務の適正な実施に必要な費用の算出について技術支援 ・「個別施設計画の策定・推進」の取り組みを継続（施設を整備する立場から実施する内容） ・H26年度中に、各地域における官庁施設の整備構想を踏まえた、中長期における官庁施設の整備計画を策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別施設計画に基づく計画的な点検・診断、修繕・更新を実施するとともに、新技術の開発・導入の取り組みを推進することで、トータルコストの縮減・平準化を図る
7.体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○技術者の確保・育成 <ul style="list-style-type: none"> ・施設保全責任者を設置し、保全実施体制を確立するよう保全指導 ・「研修・講習の充実」の取り組みを継続 ○管理者等の相互連携の強化（研修・講習の充実の取り組みを継続） 	<ul style="list-style-type: none"> ○技術者の確保・育成 <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度中に、自らが管理する全ての施設で施設保全責任者を設置 ・「研修・講習の充実」の取り組みを継続
8.法令等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・必要となる制度や法令等について、機会を捉えた整備を実施 	—



保全情報 第32回官庁施設保全連絡会議(北陸地区)を開催

北陸地方整備局営繕部及び金沢営繕事務所は、新潟地区（新潟県）及び石川・富山地区（石川県・富山県）において、毎年度「官庁施設保全連絡会議」を開催しています。

会議は管内の国家機関等の施設管理者を対象として、施設の保全現況と課題、保全の意識向上、重要施策等の情報提供及び意見交換を行うことを目的として、次のとおり開催しました。

◇ 新潟地区

開催日 平成26年7月10日
会場 新潟美咲合同庁舎1号館
参加者 国家機関 25官署 39名
独立行政法人 5機関 8名

◇ 石川・富山地区

開催日 平成26年7月14日
会場 金沢駅西合同庁舎
参加者 国家機関 32官署 39名
独立行政法人 1機関 1名
地方公共団体 14機関 21名

1 建築物等の保全の現況と長期耐久性

平成25年度に実施した保全実態調査結果を分析し今後の課題を説明するとともに、建築物の耐久性と修繕周期の目安等について説明しました。

2 不具合事例の紹介

平成25年度に保全実地指導を行った5施設において指摘した11項目の具体的事例を紹介しながら、どの様に是正すればよいか等を解説し、注意喚起を行いました。

3 法定点検と確認記録の実践

建築基準法と官庁施設の建設等に関する法

律（官公法）における法定点検の対象建築物と点検の周期を比較しながら、説明しました。

法定点検の実施にあたり、点検項目、点検対象、点検周期、点検方法、支障の有無及び支障の内容をまとめた「法定点検チェックシート」を使って、各年度の点検の実施及び点検結果を保存するシートとして活用するよう、改めて周知しました。また、保全実地講習を昨年度同様実施し、新潟地区では新潟美咲合同庁舎1号館をモデルに、石川・富山地区では金沢駅西合同庁舎をモデルに建物内外を巡回しながら、点検・確認対象部位における点検のポイントや、点検・確認記録表及び点検マニュアルの記入方法を説明しました。



開催状況（新潟地区）



開催状況（石川・富山地区）



さらに、新潟地区会場では改修工事中の現場見学を行い、普段は見られない天井内に収まっている機器、ダクト、配管配線の様子を学習しました。

4 予算要求のポイント

保全の必要性については、各施設管理者に十分ご理解いただいているところですが、管理している施設において、通常の保全業務や予算では対応できない大きな不具合や重大な故障等が発生した際には改修工事や大規模修繕が必要となるので、改修予算を要求するポイントと、平成27年度の各所修繕費要求単価と庁舎維持管理費要求単価について説明しました。

5 官庁施設のインフラ長寿命化計画

平成25年11月に決定した政府全体のインフラ長寿命化基本計画を受け、平成26年5月に策定した国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）について説明しました。（インフラ長寿命化計画については、P8～9参照）

6 その他情報提供

営繕部及び金沢営繕事務所からの情報提供として、平成25年4月に制定された「官庁施設の津波防災診断指針」、「建築保全業務共通仕様書（平成25年版）」等の基準類について説明しました。



開催状況（新潟地区 保全実地研修）



開催状況（新潟地区 保全実地研修）



開催状況（石川・富山地区 保全実地研修）



官庁施設情報管理システム(以下「BIMMS-N」といいます。)の各省各庁施設管理者向け操作説明会を、下記のとおり開催しました。

◇ 新潟地区 平成26年5月15日 新潟市内

◇ 石川地区 平成26年5月22日 金沢市内

◇ 富山地区 平成26年5月23日 富山市内

今回も昨年度の実施内容を踏まえて演習を取り入れるとともに、工夫を凝らして説明を行いました。説明会終了後のアンケートでは、「役に立つ」が47%、「どちらかという役に立つ」が33%と、おおむね好評の結果となりました。説明会の内容は次のとおりです。

1 建築物等の保全

施設管理者が実施する保全の目的や具体的な内容について、根拠法令等の解説も交えながら説明を行いました。

2 北陸地整管内の保全の現況

北陸地方整備局管内の保全実態調査の結果、そこから見えた今後の課題、不具合事例の紹介を行いました。

3 法令点検

法令点検の重要性について説明するとともに、キャンペーンポスターを掲示する等の周知を図りました。さらに、簡易に法令点検が実施できるよう、北陸地方整備局が作成した法令点検チェックシートを紹介するとともに、その使用方法を説明しました。

また、建築物の維持管理を怠ったことが原因とみられる事故事例・裁判事例の紹介、施設管理者が背負う責任について説明しました。



開催状況(新潟地区)



開催状況(石川地区)



開催状況(富山地区)

※ BIMMS-N : Building Information system for Maintenance and Management Support in National government.



保全情報 官庁施設情報管理システム操作説明会(北陸地区)を開催

4 BIMMS-Nの概要

BIMMS-Nを使った保全実態調査票の入力に関して、法定点検の内容、建築部位に対する知識不足や誤解による入力ミス等をなくするための説明を中心に行いました。

5 BIMMS-Nの実践

実機(PC)を使用して、次の内容について実践しました。

- ① 保全実態調査入力
- ② 施設維持管理機能の入力
- ③ その他機能の説明

6 年度保全計画

簡易に作成可能となった「年度保全計画書」の演習を行い、施設管理者自らによる各施設の年度保全計画書の作成を促しました。

国家機関の建築物等法定点検

建築物は、用途や規模等により様々な点検が法令によって義務付けられています。点検を適切に実施し、安全で快適な建築物にしましょう！



【非常用照明器具点検】



【冷媒充填】



【屋上ルーフトレシンのつなぎ点検】



【防火シャッター自動不良・障害物点検】



【事務室内 煙感測定】



【昇降機作動点検】



【屋内消火栓設備点検】



【消火器有効期限切点検】



【受水タンク点検】



【空気調和設備点検】



【通風換気設備点検】

★ 点検期間 平成26年 5月～6月 ★

○支援内容 実地指導、点検講習会、点検方法に関する相談等
○問い合わせ・連絡先 北陸地方整備局 営繕部保全指導・監督室 TEL：(025) 280-8880 (内線5181)
金沢営繕事務所 TEL：(076) 263-4585 (直通)

★ 点検はお早めに! ★

キャンペーンポスター

■ 公共建築相談窓口

北陸地方整備局では、国等の機関や地方公共団体からの公共建築に関する疑問・質問等にお答えする「公共建築相談窓口」を開設しています。

また、公共建築工事の円滑な施工確保の取組として、公共建築工事の予定価格設定等に関する相談の受付も行っています。お気軽にご相談ください。

- 北陸地方整備局営繕部 計画課
TEL：025-280-8880 (内線5153) (保全関連は内線5512)
FAX：025-370-6504
e-mail: pb-soudan@pop.hrr.mlit.go.jp
- 北陸地方整備局金沢営繕事務所 技術課
TEL：076-263-4585
FAX：076-231-6369

平成26年11月発行 通巻30号 ホームページアドレス http://www.hrr.mlit.go.jp/eizen/002_event/event.html

編集：北陸地方整備局営繕部 電話025-280-8880 (代表) FAX 025-280-8880
北陸地方整備局金沢営繕事務所 電話076-263-4585 (代表) FAX 076-231-6369

えいぜん通信@北陸は、北陸地方整備局のホームページでも読むことができます。
北陸地方整備局営繕部及び金沢営繕事務所の業務全般に関しても、北陸地方整備局のホームページで紹介しております。どうぞ、ご覧ください。